

# 一般社団法人 日本スラックライン連盟

## 法人会員規定

### (目的) 第1条

この規定は日本スラックライン連盟（以下協会という。）が定める正会員及び賛助会員の法人について、必要な事項を定める。

### (定義) 第2条

正会員及び賛助会員の法人は、協会の趣旨に賛同した企業及び団体で正会員または賛助会員として入会を申し込んだものとする。正会員はその業務がスラックライン及びその関連商品の生産販売、輸入販売、卸売業等を営む法人とする。

賛助会員は、スラックラインに強い関心を有し、本会の活動に賛同し協力を希望する法人とする。（小売・ジム、各種メディアなど）ただし、正会員の法人は理事会で承認を受けた者とする。

### (法人会費) 第3条

入会金および毎年の会費は次のとおりとする。

正会員・入会金 ¥10,000/年会費 ¥30,000

賛助会員・入会金 ¥10,000/年会費 ¥10,000

入会時に納入すべき入会金と会費は、入会申し込み時に納入しなければならない。

2年目以降の会費の納入は、各年度の3月までに納入するものとする。

### (遵守義務) 第4条

法人代表会員または法人代表会員の代理出席・代行者は協会の目的に反する行為を行ってはならない。

正会員及び賛助会員の法人が、前条の法人代表会員を変更する場合は、協会に速やかに申し出なければならない。

### (法人の組織変更) 第5条

正会員及び賛助会員の法人は、その法人に合併・組織変更が発生した場合には協会に申し出なければならない。

前項による合併・組織変更の場合、その権利義務を継承する新たな法人及び団体は前法人・団体の会員としての資格・権利義務を継承するものとする。

この場合には、理事会は必要な資料の提出を求めることがある。

### 附 則

この規定は、平成24年12月22日から実施する。

### 会員特典

- \*JSFED 公式用品として認可される。
- \*JSFED の公式競技会を開催できる。
- \*JSFED の役員、委員となって諸行事の計画・実行等に参画できる。
- \*スラックライン及び各種関連事項に関する情報サービスが受けられる。
- \*JSFED 公式サイト内でバナー掲載及び告知ができる告知ができる